

相談者（Aさん） 総務課に勤めているAと  
います。今日は町の広報誌の件で教えてい  
た、だいたいことがあって参りました。

弁護士 広報誌の件で何かトラブルが起きた  
のですか。

Aさん 先生もご存知のとおり、私どもの町  
では毎月、町の行政運営や行事、住民サービ  
ス等を掲載した「町政だより」を発行してい  
るのですが、表紙の写真に、部下がインタ  
ネットを検索して見つけた町の名物である銀  
杏の木の写真を使用したのです。私は当然  
もともとの撮影者の了解を取り付けているも  
のと思っていたのですが、部下は行政目的で  
使用するのだからという理由で了解を取らな  
かったのだそうです。撮影者は隣町に住むY  
さんというアマチュアカメラマンで、今のと  
ころYさんからクレームは来ていないので  
すが、町の内部で問題になっています。

弁護士 これは著作権の問題ですね。文章だ  
けではなく、絵や写真なども著作物であり、  
著作権の保護の対象になります。基本的に他  
人の著作物を複製したりする場合は、著作権  
者の了解が必要なのです。もともと著作権法  
四二条は、行政目的のために内部資料として  
必要な場合には複製を認めているのですが、  
町の広報誌の表紙に掲載するのでは内部資料  
とは言えませんので、問題ですね。

Aさん 著作権には難しい問題があるのだ  
ですね。もう一つ、最近問題になったことがあ  
ったので、お聞きします。町立小学校の運動会  
で、入場行進の際に使用したプラカードに、  
子供たちが人気アニメーションのキャラクター  
を描いたのですが、作者の了解を取らなく  
てもよかったですでしょうか。

弁護士 著作権法三五条では、学校などの教  
育機関では授業の過程において必要性がある  
場合は、著作物を複製することが認められて  
います。運動会や文化祭などの学校行事にお  
いて使用する場面にも、複製が認められると  
考えて結構です。学校教育の公共性から認め  
られているのです。

Aさん そうすると、小学校の先生が授業に  
おいて市販のドリルやワークブックを利用す  
る場合、生徒の負担を考慮して全員に購入さ  
せないで、先生が一部のみ購入してそれをコ  
ピーして授業で使うことも認められるのでし  
ょうか。

弁護士 先生が自分で作ったプリント教材の  
中に、二ページだけ市販のドリル等を加え  
ることは認められると思います。ただし、ご  
質問の場合はドリル全体をコピーするわけで、  
多くの先生がそれを行ったのでは売れ行きに  
重大な支障を来しかねません。やはりドリル  
を作成した業者の著作権を侵害することにな

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第15回

# 身近な 著作権の問題

Aさん 実は、写真の下の部分に撮影者Yさ  
んの氏名とホームページを小さく掲載してい  
ます。「引用」の場合は、著作権があっても  
利用できるということがあるのですが、だ  
めでしょうか。

弁護士 著作権法三三一条一項では著作物を引



ると思います。著作権法三五条は、さきほど  
話したように学校教育のための著作物の複製  
を認めているのですが、無条件ではなく著作  
物の種類、用途、複製の部数及び態様などか  
ら著作権者の権利を不当に害する場合は除外  
しているのです。

Aさん 著作権で保護される著作物とは、文  
章や絵や写真だけなのですか。

弁護士 文章、絵、写真は典型的な著作物で  
すが、例えば踊りの振り付けや映画も著作物  
です。そして、最近もとも問題になってい  
るのは、パソコンのソフトに代表されるプロ  
グラムの著作物です。

Aさん 著作権は特許権などと違って、登録  
をしなくとも権利が発生するというのは本当  
ですか。

用して利用することが認められていますが、  
その場合、公正な慣行に合致し、目的上正当  
な範囲内でなければならぬとされています。  
例えば、樹木を研究している学者がその論文  
の中で銀杏の木の写真を掲載するのであれ  
ば、引用として認められると思いますが、そ  
れは学者の論文という著作物が主で引用され  
る写真が従という関係が大きな意味を持つて  
いるのです。本件の町政だよりでは、表紙の  
写真というメインの存在なので、引用  
と捉えることは難しいと思います。

Aさん さきほど行政の目的のために内部資  
料として必要な場合には複製が認められると  
いうお話がありました。役所の職員研修  
などの際に、教材として各種の出版物をコピー  
して配布することは問題がないと考えて良い  
でしょうか。

弁護士 職員研修の際にテーマに関係する出  
版物をコピーして配布することは、一般に広  
く行なわれている行為かもしれません。著作  
権法四二条は行政行為自体と直接関係のある  
著作物の複製を念頭に置いており、職員研修  
の場合はそれに当たらないという意見もありま  
すし、実態と対比すると、難しい問題になり  
そうです。著作権者の利益を不当に害する  
否かという観点から考えてみる必要もありま  
すね。

弁護士 そのとおりです。特許権や商標権な  
どの場合には特許庁に申請して審査を受け、登  
録されて初めて権利が発生します。ところが  
著作権は原則として、著作物を創作すれば登  
録等の手続が無くとも当然に権利が発生して  
法的な保護の対象になります。図工の時間  
に小学校の生徒が描いた絵も、創作された著  
作物として著作権を持つているのですよ。

Aさん 著作権には保護期間が決められてい  
ると聞いたのですが、どのようになっている  
のですか。

弁護士 著作権法五一条によれば、著作権の  
保護期間は、著作物が制作されたときから著  
作者の死後五〇年間とされています。です  
から、昭和三〇年以前に亡くなった作家の小説  
については、もう著作権が消滅していること  
になります。ただし、映画に関しては平成一五  
年の法改正により、著作権法五四条で公表後  
七〇年と保護期間が延長されています。この  
背景としては、映画はビデオ化、DVD化さ  
れるなどして二次的な利用が多くなされるこ  
と、粗悪なコピーや改ざんを防ぎたいとい  
う権利者側の要望があったようです。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士

東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員